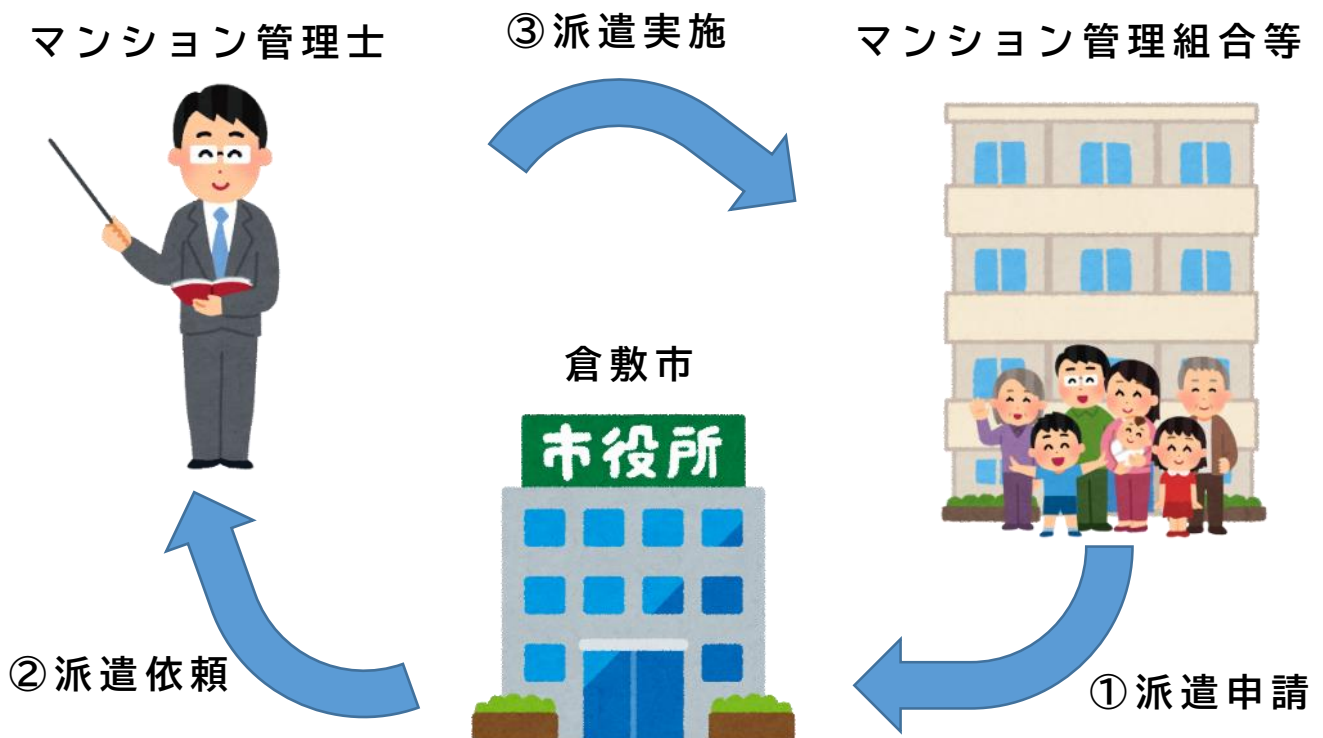


市内の分譲マンションの管理組合等の皆様へ

倉敷市マンション管理士派遣制度

倉敷市マンション管理士派遣制度は、管理組合運営やマンションの維持管理などに関する問題を抱えるマンション管理組合等に対し、マンション管理士を派遣することにより、マンション管理に必要な知識・情報等を提供し、管理組合の自立的運営や適切な管理を支援するとともに、マンションの良好な居住環境の確保を図るものです。



詳しくは、下記へのお問い合わせ、または、倉敷市ホームページでご確認ください。

倉敷市建設局建築部 住宅課

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

TEL:086-426-3531 FAX:086-427-3536

Eメール:hsng@city.kurashiki.okayama.jp

ホームページ <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/34384.htm>



申請から派遣実施までの流れ

① 理事会もしくは総会等の集会で
派遣依頼について決議



② 市に申請書を提出
(住宅課窓口への持参、郵送、
電子メール、ファックス)



③ 市が岡山県マンション管理士
会へ派遣マンション管理士
の選定を依頼



④ 岡山県マンション管理士会
が派遣マンション管理士を選定



⑤ 市から申請者に派遣に関
する決定を通知



⑥ 申請者と派遣マンション管理
士で内容等の事前打ち合わせ



⑦ マンション管理士の派遣実施



⑧ 派遣結果報告書を派遣終了後
14日以内に市へ提出



【派遣対象】

倉敷市内のマンション管理組合
※管理組合が組織化されていない場合
は、同一マンションの3人以上の区分
所有者で構成されるグループ

【派遣人数及び派遣時間】

1回あたり2名、2時間以内

【派遣回数】

同一マンションに年度内2回まで

【派遣費用】

無料

(注意事項)

【本制度で相談できること】

- ・管理組合の設立、運営及び管理規約に関すること

- ・管理費及び修繕積立金等の会計に関すること

- ・管理委託契約等の契約に関すること

- ・大規模修繕計画及び長期修繕計画の作成及び見直しに関すること

- ・その他マンションの維持管理に関すること

【本制度で相談できないこと】

- ・建物の測定、調査

- ・長期修繕計画等の計画作成

- ・修繕工事等の設計及び見積書等の比較検討・受発注・業者の紹介

- ・居住者間・近隣住民間の紛争解決及び権利調整等